

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北島町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

国民健康保険に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

徳島県北島町長

## 公表日

令和3年9月1日

## I 関連情報

### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>番号法別表第1 30の項 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であり、以下を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答</li><li>被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書</li><li>保険給付の支給</li><li>一部負担金に係る措置</li><li>一時差止め</li><li>保険料の徴収又は保険料の賦課</li><li>オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務</li></ol>
③システムの名称	国保総合システム Reams.NET 統合宛名システム 中間サーバー 医療保険者等向け中間サーバー等

### 2. 特定個人情報ファイル名

国保総合システムファイル Reams.NETファイル 宛名情報ファイル

### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1 30の項、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
--------	--

### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条8号、別表第2 27、42、43、44、45、46の項並びに地方税法703条の4等、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項

### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康保険課
②所属長の役職名	健康保険課長

### 6. 他の評価実施機関

--

### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	危機情報管理課 徳島県板野郡北島町中村字上地23-1 088-698-9807
-----	---

### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	健康保険課 徳島県板野郡北島町中村字上地23-1 088-698-9805
-----	---------------------------------------

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点

### 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点

### 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	--------------------------------------

## III しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月26日	IV リスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	
平成31年4月26日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求「請求先」	総務課 徳島県板野郡北島町中村字上地23-1 088-698-9801	危機情報管理課 徳島県板野郡北島町中村字上地23-1 088-698-9807	事後	
令和2年10月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	番号法別表1項番 30 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であり、以下を行う。  1. 被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、その申請等に係る事実についての審査 又はその申請等に対する応答 2. 被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養 受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書 3. 保険給付の支給 4. 一部負担金に係る措置 5. 一時差止め 6. 保険料の徴収又は保険料の賦課	番号法別表1項番 30 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であり、以下を行う。  1. 被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、その申請等に係る事実についての審査 又はその申請等に対する応答 2. 被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養 受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書 3. 保険給付の支給 4. 一部負担金に係る措置 5. 一時差止め 6. 保険料の徴収又は保険料の賦課 7. オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	事後	
令和2年10月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国保総合システム Reams.NET 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	国保総合システム Reams.NET 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和2年10月23日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一 第30項	番号法第9条第1項、別表第一 第30項、国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和2年10月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の27,42,44,45の項並びに地方税法703条の4等	番号法第19条7号、別表第二の27,42,44,45の項並びに地方税法703条の4等、国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和2年10月23日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年3月30日時点	令和2年10月23日時点	事後	
令和2年10月23日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年3月30日時点	令和2年10月23日時点	事後	
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年10月23日時点	令和3年4月1日時点	事後	

